二　当該会社が次のいずれにも該当すること。

イ　各事業年度において、従属する業務に係る商工組合中央金庫関係集団（商工組合中央金庫及びその子会社並びに商工組合中央金庫関係金融機関（規則第六十九条第四項第二号イからニまでに掲げる者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）からの収入の合計額（二号業務については商工組合中央金庫関係集団に属する法人の役職員からの収入を含む。）の総収入の額に占める割合が百分の九十を下回らないこと。

ロ　各事業年度において、従属する業務に係る商工組合中央金庫からの収入があり、かつ、商工組合中央金庫関係金融機関に属する法人のいずれかからの収入があること。

三　当該会社が証券専門会社（法第三十九条第一項第一号の二に規定する証券専門会社をいう。以下同じ。）又は証券仲介専門会社（法第三十九条第一項第二号に規定する証券仲介専門会社をいう。以下同じ。）の営む業務のために従属業務を営む会社であって、次のいずれにも該当すること。

イ　各事業年度において、従属する業務に係る商工組合中央金庫又はその子会社からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

ロ　各事業年度において、従属する業務に係る商工組合中央金庫の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社のいずれかからの収入があること。

四　当該会社が保険会社（法第三十九条第一項第三号に規定する保険会社をいう。以下同じ。）又は少額短期保険業者（法第三十九条第一項第四号に規定する少額短期保険業者をいう。以下同じ。）の営む業務のために従属業務を営む会社であって、次のいずれにも該当すること。

イ　各事業年度において、従属する業務に係る商工組合中央金庫又はその子会社からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

ロ　各事業年度において、従属する業務に係る商工組合中央金庫の子会社である保険会社又は少額短期保険業者のいずれかからの収入があること。

五　当該会社が信託専門会社（法第三十九条第一項第五号に規定する信託専門会社をいう。以下同じ。）の営む業務のために従属業務を営む会社であって、次のいずれにも該当すること。

イ　各事業年度において、従属する業務に係る商工組合中央金庫又はその子会社からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

ロ　各事業年度において、従属する業務に係る商工組合中央金庫の子会社である信託専門会社からの収入があること。

2　法第三十九条第四項の場合において、会社が主として商工組合中央金庫の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、各事業年度において、従属する業務に係る商工組合中央金庫からの収入の額の合計額（二号業務については商工組合中央金庫の役職員からの収入を含む。）の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととする。

（規則第六十九条第一項第一号、第二項第二号及び第十項ただし書に規定する主務大臣等が定める基準）

第十一条　規則第六十九条第一項第一号、第二項第二号及び第十項ただし書に規定する主務大臣等が定める基準は、商工組合中央金庫の子会社が次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一　主として商工組合中央金庫又はその子会社の営む業務のために営むものである場合　前条第一項第一号の要件を満たしていること。

（削る）